

# 対インドネシア 国別援助計画（案）

平成16年9月

# 対インドネシア国別援助計画（案）

## 目次

1．理念・目的	1
2．インドネシアの開発に関わる状況（経済社会開発の現況と見通し）	2
3．インドネシアの開発課題	3
(1) 開発課題	3
(2) 開発課題を追求するに際しての問題点	4
4．我が国援助の方向性	7
(1) 我が国援助の主要課題	7
(2) 対インドネシア援助の重点分野	7
(3) 各援助形態の効果的活用及び連携の強化	7
(4) ニーズに適した援助手法	8
(5) 政策協議の一層の強化	9
5．援助実施における留意点	9
(1) パートナーシップの重視	9
(2) 実施・管理の強化及び実施の促進	10
（別紙）対インドネシア援助における重点分野・重点事項	
1．民間投資主導の成長のための環境整備	12
(1) 財政の持続可能性の確保	12
(2) 経済インフラ整備	12
(3) 裾野産業・中小企業振興	13
(4) 経済関連の法制度整備	13
(5) 金融セクター改革	13
2．民主的で公正な社会造りのための支援	14
(1) 貧困削減	14
(2) ガバナンス	15
(3) 環境保全・防災	17
3．平和と安定のための支援	17
(1) 平和構築・復興支援	18
(2) 治安確保	18

## 対インドネシア国別援助計画（最終案）

2004年9月

1990年代末のアジア通貨・金融危機と30年以上に亘る「新体制（オルデ・バル）」からの体制変革以来、インドネシアの政治、経済、社会の発展は大きな転換期を迎えている。同国を取り巻く内外の情勢は、各分野での発展に種々の困難な問題を提起している。

過去半世紀に亘る我が国の援助は、インドネシアの今日の発展に大きく寄与してきたと考えられる。特に、その農業部門の発展と工業化路線を支える経済インフラの整備及び人材育成、更には、アジア通貨・金融危機に際しての特別円借款や債務繰延などの資金繰りサポート及び政策支援などは、発展の基礎的な条件整備に大きく貢献したと考えられる。実際、我が国にとってインドネシアは円借款を中心とする最大規模の援助の供与相手国（例えば、2002年度末の円借款の残高は、全世界に対する残高11.2兆円のうちインドネシアが2.2兆円を占めている）であり、インドネシアにとっても我が国は最大の援助国となっている。一方で、我が国の援助については、インドネシア、他援助国・機関、NGO等との連携や、各援助形態の連携に改善の余地があると考えられ、より良い援助を目指す上で連携問題を主要な課題として取り組むこととしている。

今後とも、インドネシアが直面する最大の開発課題である「民間主導の持続的な成長」の実現、それを通じた貧困削減、更に一層の改革による「民主的で公正な社会造り」に対して、引き続き支援を行うべきである。特に、貧困削減を実現するための持続的経済成長に向けて、民間主導による経済活性化のためのインフラを拡充・整備し、経済関連制度や投資環境整備を含む幅広い経済活動基盤づくりを支援する。「民間主導の持続的な成長」、「民主的で公正な社会造り」、いずれの観点からも、その前提として「平和と安定」の確保は不可欠である。

### 1. 理念・目的

- (1) 我が国の平和と繁栄は、東アジアの政治的安定と経済的発展なくしては成り立ち得ない。東アジアは、政治面では、依然として数々の不安定要因、地域紛争を抱えており、また、経済面では、経済規模、経済発展段階の異なる国々が90年代の経済危機、経済停滞を克服し、新たなダイナミズムを模索しつつある。現在、我が国経済は東アジアの経済ネットワークに組み込まれており、東アジアの経済ダイナミズムを促進することは、即ち我が国の経済発展に資するものである。
- (2) 東アジア経済圏の中で、経済危機から立ち直りつつあるASEAN諸国は、自らの国造り、社会造りを進めるとともに、ASEANとして経済・社会、政治・安全保障等の広範な分野で地域的統合を順次進めつつある。また、東アジアの他の国々との関係強化を目指している。我が国としてこれまで以上にASEANとの関係を強化し、ASEANとの共存共栄を推進していくことは、我が国対アジア外交の基本である。
- (3) このような中で、インドネシアは国土、人口、資源等のいずれの面からもASEAN最

大の国であり、また ASEAN の中核を担う国である。更に世界最大のイスラム人口を抱える国であり、マラッカ海峡を始めとする国際航海上重要な海上交通路を擁する。インドネシアの政治的安定と経済的発展は東アジア全体の平和と繁栄に不可欠であり、同国の安定とバランスの取れた発展を支援することは、我が国を含むこの地域全体にとり極めて重要である。

- (4) これらに加えて、インドネシアは、この地域における我が国の政治・経済両面における重要なパートナーである。我が国とは幅広い国民レベルでの長きに亘る友好関係を有している。また、両国は、貿易・投資等の面で密接な相互依存関係を有している。即ち、インドネシアは我が国にとり、エネルギーを中心とする重要な天然資源供給源であり、同時に、重要な市場・製造拠点でもある。このような点からも、インドネシアの経済的発展を支援することは我が国にとり意義のあることである。

## 2. インドネシアの開発に関わる状況（経済社会開発の現況と見通し）

- (1) インドネシア経済は、スハルト政権の下で、経済の自由化、外国資本への門戸開放、工業化と食糧増産を重視する開発政策、インフレ・財政赤字を抑制するマクロ均衡政策が推進された。1970年代を通じてオイルショックの恩恵を受け、農業、教育、保健分野等に資金を投入し、成果を上げた。1980年代後半以降は、石油・天然ガス資源からの恩恵を最大限活用しつつも一次産品への過度の依存体質からの脱却を図るため、貿易、外国直接投資、税収、為替政策の面で大胆な制度、政策改革を実施した。その成果として、軽工業製品を中心とする輸出振興、外国からの投資拡大が実現した。これら一連の改革を、世銀、アジア開発銀行、我が国を始めとする先進諸国からの援助が支えてきた。このような開発政策の成功と恵まれた国際経済環境により、同国は「東アジアの奇跡」と称される程の高成長(70年代から90年代半ばにかけて平均年率7%)を達成した。この経済成長は同国の貧困削減にも大きく貢献し、貧困人口は1976年の約5千万人(総人口の約40%)から1996年には約2千万人(総人口の約11%)へと大幅に減少した。また、乳児死亡率も、同じ20年間に1000人当たり145人から46人へと大幅に減少した。ただし、金融部門の制度整備、行政全般に係るガバナンスにおけるインスティテューション・ビルディングの面では十分な成果が挙げられなかった。
- (2) 対外債務のミスマネジメントを主な要因とする97年8月以降のアジア通貨危機で、同国経済は深刻な影響を被った。実質経済成長率はマイナス13%(1998年)まで落ち込み、為替は2,890ルピア/ドル(1997年期中平均)から10,210ルピア/ドル(1998年期中平均)へと暴落した。その後、IMFとの経済改革プログラムに沿ったマクロ経済の安定、金融システムの改革を着実に推進し、2000年以降は、実質経済成長は3-4%台で安定的に推移している。また、為替も8,000-10,000ルピア/ドルで安定している。このようなマクロ経済の安定の下で、インドネシア政府が2003年末でIMFプログラムを卒業したことは評価に値する。

- ( 3 ) 近年のマクロ経済の安定にもかかわらず、インドネシア経済は依然多くの問題を内包している。第 1 に、現在の経済成長は消費需要の伸びに支えられているものであり、投資は外国直接投資、国内投資いずれも依然として低迷しており、本格的な回復の兆しは見られない。現在は、「投資危機」と言うべき状況にある。特に、投資環境の問題として、不透明な司法制度、政府の汚職・腐敗、治安状況、地方分権による混乱、不明確な労働制度、インフラの未整備、投資促進政策の遅れ等が挙げられる。第 2 は、前述の投資とも密接に関連する企業部門、銀行部門の問題である。アジア危機によって大打撃を受けた企業部門及び銀行部門は、企業債務リストラ、不良債権処理等により危機的状況は脱したものの、銀行部門の信用仲介機能は未だに回復していない。第 3 に、政府財政は銀行救済のために発行した多額の国債によって圧迫されている。2004 年より対外債務返済が再開され、また、国内債務償還も本格化するが、財政構造改革、国債管理政策、資産売却・国営企業民営化等により、財政は当面は危機的状況を回避している。今後は適正な金融政策とともに税制改革を含めた歳入強化などによる財政の持続可能性の維持が課題である。
- ( 4 ) このような内部要因に加えて、かつての「東アジアの奇跡」を支えた国際経済環境にも大きな変化が生じつつある。日本、米国の市場は、東アジア諸国にとり重要であるが、中国の経済成長と国際経済への統合もまた、同諸国の経済活動に大きな影響を与えつつある。中国経済の急速な成長は、東アジア諸国に大きな経済機会を提供すると同時に、熾烈な競争を余儀なくさせている。インドネシアにとっても、中国のエネルギー、木材資源等の輸入需要の増大により相互依存関係はある程度進展することが期待される一方、生産拠点の誘致、工業製品の輸出・国内生産の面では、中国との厳しい競合関係に直面しつつある。また、シンガポールやタイといった他の ASEAN 原加盟国と比べて、インドネシアは FTA への取組が遅れている。
- ( 5 ) インドネシアは、過去の成長実績や豊富な労働力・天然資源等を背景に依然として潜在的成長力は高い、と言える。しかし、国内経済が抱える種々の問題、同国を取り巻く国際経済環境の変化は、今後、インドネシアの経済成長の減速要因となる可能性がある。

### 3 . インドネシアの開発課題

#### ( 1 ) 開発課題

- (イ) マクロ経済の安定を達成したインドネシアにとり、当面の最重要課題は、同国経済を現在の民間消費に支えられた経済成長から民間投資主導の持続的成長の軌道に乗せていくことである。また、この経済成長を貧困削減に繋げていくことである。貧困問題は依然として深刻であり、格差是正が重要な政治課題となっている。また、失業率も高く、国内には約 2100 万人以上の失業者(注:完全失業及び求職中の者の総計)がいるとされている。しかし、毎年約 250 万人とも言われる新規労働力を吸収し、貧困削減へと繋げていくには、現在の 3-4%の経済成長率では困難であり、最低 6%の

成長率が必要といわれている。同国経済が有する潜在的成長力を十分に引き出し、貧困削減に繋がる持続的な成長の実現が極めて重要である。

(ロ) また、スハルトの下での「新体制」崩壊後、権力や企業所有が極度に集中していた政治・経済体制を改め、政治面では民主主義の定着、社会面では国民参画、地方分権化、経済面では銀行、大企業の整理・再編等の改革が求められている。このような改革を通じた民主的で公正な社会造りを推進していくことが長期的課題である。

(ハ) インドネシアのこのような諸課題は、その影響や成果が現れるために必要な時間によって、短期的、中期的、長期的課題に分けられる。

(短期的課題)

アジア通貨危機の負の遺産を克服すべく、これまで IMF の経済改革プログラムの下で取り組んできた、マクロ経済の安定の維持と財政の持続可能性の確保、金融セクターの改革、及び企業部門改革( 国営企業の民営化を含む ) を継続することである。すなわち、2003 年 9 月に発表された IMF 卒業後の経済戦略となる「経済政策パッケージ」の第一部及び第二部を計画通りに実行することである。

(中期的課題)

現在の「投資危機」を脱却し、民間投資主導の持続的な経済成長を実現して雇用を創出していくことである。具体的には、投資環境改善のために、劣化・不足している経済インフラの整備、裾野産業・中小企業の育成、経済関連の法制度整備である。

また、投資環境改善とも密接に関係する、政府行政部門及び司法(特に商業法廷)におけるガバナンスの改革・改善である。

(長期的課題)

経済成長による貧困削減の実現(所得向上及び教育・保健分野の公共サービスの向上)、政府部門全般(行政、司法、立法、中央＝地方関係)における透明性の高いガバナンス構築の構築、それらを通じた社会的発展による民主的で公正な社会造りである。

(全ての時間的フレーム・ワークに関わる課題)

民主的で公正な社会造りの前提となる国家の統一性の維持、環境保全・防災、更にはアチェ、マルク、パプア等紛争地域の平和構築と安定確保、テロ対策、海賊対策等である。

(2) 開発課題を追求するに際しての問題点

(イ) 短期、中期、長期の夫々の課題に対するこれまでのインドネシア政府の対応は、必ずしも一貫した開発戦略に基づいて整合的に実施されてきたとは言い難い。

即ち、短期的課題については、前述のとおり、IMF の経済改革プログラムの下でこれまでも実施してきており、さらに「経済政策パッケージ」に盛り込まれ実施に移されている。

他方で、中期的課題である持続的な経済成長の実現については、2003 年の対インドネシア支援国会合を契機にその重要性が強調されるようになり、その後、インドネシア政府、主要援助国・国際機関の共通の認識となっている。しかし、同国政府としての

包括的かつ具体的な中期的開発戦略は依然として明確でない。インドネシアが、更なる経済発展を達成するために、今後どのような工業化路線を採るべきか、そのためにはどれだけ経済インフラの整備が必要になるか、その中で中小企業・地場産業の役割は何か、農村開発、地方開発の方向性はどうあるべきか、資源開発と自然環境保護・国土保全のバランスを如何にしてとるか（資源開発の優先分野は何か）等についての戦略が必要である。政府部門のガバナンス改革については、「新体制」崩壊以降、その重要性が叫ばれ続けてきているが、依然として改革の方向性、具体的戦略は明確でない。

また、長期的課題の中で、貧困削減については、インドネシア政府部内で「ミレニアム開発目標」の達成のための取組がようやく緒についたところであり、また、2004年5月に策定された「貧困削減戦略ペーパー」(案)についても、政府全体のコンセンサスとなるには未だ時間を要する。

(ロ) このような状況の下で、他の援助国・国際機関の支援は、それぞれが有する援助手法・形態、援助規模から来る制約もあり、貧困削減、ガバナンス改革等を重点としている。また、インフラ整備についても、社会インフラあるいは地方インフラに重点が置かれがちである。結果として、当面の最重要課題である投資環境の改善に資する経済インフラ整備等に必要な支援が行き渡っていない。インドネシア政府としても、多額の債務負担を抱える財政の下で、経済インフラ整備等の公共事業の実施に対する十分な余裕はない。インドネシアの開発課題の中で、この投資環境整備に対する対応が正に欠落した部分であると言える。

(ハ) さらに、インドネシアにおいては、国家開発の基本的方向性を示すものとして、これまでの「国家開発計画」(プロベナス)に代えて、「新国家中期開発計画 2005-2009年」(仮名レベナス)が準備されている。同計画は、2004年10月に発足予定の新政権により承認・実施される予定である。しかし、地方分権化や中央省庁の権限見直しに伴い各実施機関に計画策定機能が分散し、政府の開発計画の企画・調整機能は十全とはいえない。一元的な開発戦略の企画・調整機能を早期に政府内に構築する必要がある。

(ニ) 加えて、国家開発の中で中央政府と地方政府が実際に果たす役割を明確にする必要がある。2001年の地方自治法施行により、中央政府主導の地方行政から脱却し、地方政府は自らの責任において開発計画の立案・実施を行い、行政サービスを提供することとされた。しかし、具体的分野について役割分担が不明確な部分も多く、また、地方政府の行政能力、地方財源、アカウンタビリティ等の問題もある。開発政策の円滑な実施のためにはこれら問題の解決が急務である。地方自治の強化のみでは、経済社会問題である地域格差の是正を解決できるわけではない。地方分権化が進むほど、開発計画のグランドデザインを企画し、地方間の調整を図るという機能において中央政府の役割は重要性を増している。

(参考：インドネシア開発課題及び主要国際機関の援助方針)

#### インドネシア開発 5 年計画(2000～2004 年)における開発課題

上記の基礎条件を反映するとともに、主要な課題を漏れなく包含している。

- (イ) 民主的政治システムの構築及び国家統一・団結の維持
- (ロ) 法の支配及びグッドガバナンスの確立
- (ハ) 経済再建・持続的かつ公正な開発基盤の強化( 貧困削減、中小企業振興、経済・金融安定及び投資・輸出拡大、国際競争力強化、インフラ整備、環境保護・管理等 )
- (ニ) 国民福祉の向上・宗教生活の改善・活力ある文化の創出( 教育、科学技術開発、保健・衛生、労働者保護、弱者保護、女性の地位向上等 )
- (ホ) 地方開発の促進( 地方政府の能力開発、地方格差是正、住民の能力開発と参加促進 )

#### 世界銀行 CAS ( 国別援助戦略 )( 2004 年～2007 年 )

インドネシアにおいて貧困削減が達成されない主な要因は、ガバナンスの問題に起因する「内外投資の不足」、「貧弱な公共サービス」であるとの認識のもと、ガバナンスの問題を中核の問題と捉え、「投資環境の改善」、「貧困者向け公共サービスの提供」の達成を支援プログラムの 2 大目標としている。

「投資環境の改善」については、持続的マクロ経済の安定、金融セクターの強化、競争力のある民間セクターの育成、経済インフラの整備、貧困層・農民に対する収入機会の創出に焦点を当てた協力を行う方針。

「貧困者向け公共サービスの提供」については、貧困層を中心としたサービス受給者に、教育や公衆衛生等の公共サービスをより効果的に供給できるシステム造りを支援する。

同目標の達成のため、下記の 4 つのプラットフォームにより支援を実施。

- (イ) コミュニティ主体の開発の拡大( 予算総額の約 25% 程度 )
- (ロ) 地方政府への支援( 予算総額の 40% 程度 )
- (ハ) 公益事業( 水セクター等 )( 予算総額の 15% 程度 )
- (ニ) 中央政府向け支援( 徴税・インフラ・高等教育等 )( 予算総額の 20% 程度 )

#### アジア開発銀行 CSP( 国別戦略計画 )( 2003 年～2006 年 )

経済成長のための中期的課題を、ガバナンスの改善、地方分権化を背景とした地方のニーズへの対応、人材育成、環境管理と持続的資源の活用、長期的成長見通しと経済の潜在力の引き上げ、の 5 項目と設定。

借款では、貧困削減と経済成長のバランスをとりつつ、主要分野( 農業と天然資源、エネルギー・運輸、産業と財政、社会インフラ等 )、プロジェクト数、地域を限定して実施する方針。

グラントでは、ガバナンス改革、市民社会強化、監督機関のモニタリング能力の強化、反汚職等の分野に対する技術協力を重点として実施する方針。

( 注 ) 世界銀行、アジア開発銀行は、我が国に次いで最大規模の援助実施機関であり、我が



国とも密接に意見交換を行うなどしている。

#### 4. 我が国援助の方向性

##### (1) 我が国援助の主要課題

通貨危機以降、我が国は緊急支援型の援助、即ち前述の短期的課題に対する援助を重点的に実施してきたが、その後、マクロ経済の安定と共に、中期的課題及び長期的課題のための援助に重点をシフトしてきている。

我が国として、当面、重点とすべきは、インドネシア側のオーナーシップ確立を念頭に置いた「民間主導の持続的な成長」を実現するための支援である。他の援助国・国際機関の支援が、直接貧困削減を対象とする支援、ガバナンス改革支援が中心となっている中で、我が国が貧困削減実現のための必要条件である「民間主導の持続的な成長」に焦点を当てて支援を行うことは極めて重要である。同時に、より長期的な視野に立って「民主的で公正な社会造り」のための支援を着実に行っていくこと、さらに、このような経済成長、社会造りの前提となる「平和と安定」のための支援を行うことが必要である。

##### (2) 対インドネシア援助の重点分野

上述のとおり、我が国としては、「民間主導の持続的な成長」、「民主的で公正な社会造り」、「平和と安定」のための支援の三分野を重点分野とし（「三つの柱」）、インドネシア政府の自助努力に対し、我が国としてもできる限りの支援を行っていく。我が国にとっての対インドネシア援助の持つ意義（「1. 理念・目的」参照）及び援助規模にふさわしい我が国の外交的・経済的プレゼンスを維持することに鑑み、「三つの柱」の下、下記のとおり、広い範囲のセクターを対象として援助を展開していくが、その際、インドネシアの開発にとっての意義、我が国として支援する意義、他の援助国・国際機関の対応、我が国の支援能力、「人間の安全保障」などの観点から、それぞれのセクターの下で、「選択と集中」の原則に則り、我が国が重視すべきものを絞り、これを重点事項とする（具体的には別紙参照）。

##### (イ) 「民間主導の持続的な成長」実現のための支援

財政の持続可能性の確保、投資環境改善のための経済インフラ整備、裾野産業・中小企業振興、経済諸制度整備、金融セクター改革等

##### (ロ) 「民主的で公正な社会造り」のための支援

貧困削減（農漁村開発による雇用機会の創出及び所得・福祉の向上、教育及び保健・医療などの公共サービスの向上等）、ガバナンス改革（司法改革・警察改革、地方分権支援等）、環境保全・防災等

##### (ハ) 「平和と安定」のための支援

アチェ、マルク、パプア等の平和構築・復興支援、治安確保（テロ対策、海賊対策・海上保安体制の強化）等

##### (3) 各援助形態の効果的活用及び連携の強化

これらの主要課題の実現に向けて我が国ODAを効率的かつ効果的に活用する必要があり、インドネシアの支援ニーズ及び援助形態毎（有償資金協力、無償資金協力、技術協力）の特徴を活かし、最適な援助形態を組み合わせ対応する。そのためには援助形態毎の重点分野や開発課題・プログラムについて、各援助形態間の連携が極めて重要である。また、効率的・効果的な援助を実施する上では、インドネシア政府による適切なマクロ政策、セクター政策形成が重要であり、これらを踏まえて支援ニーズを確認し、弾力的・機動的に援助を供与していく必要がある。援助形態毎の留意点は次の通り。

- (イ) 円借款（有償資金協力）は、これまで我が国の対インドネシア援助において極めて重要な役割を果たしてきており、経済インフラ、保健、教育、人材育成まで幅広い分野を対象としてきた。今後は、前述「三つの柱」の「民間主導の持続的な成長」実現に資する支援を念頭に置き、技術協力等、他の援助形態とも有機的に連携しつつ、投資環境改善のための経済インフラ整備（電力、道路、港湾、空港、鉄道等）を重点分野とし、支援を行っていく。
  - (ロ) 無償資金協力は、アジア通貨危機後、一般プロジェクト無償とともに、即効性のある緊急無償、ノン・プロジェクト無償等を実施することにより、インドネシア経済の危機回避に大きく貢献してきた。今後は、前述「三つの柱」の「民主的で公正な社会造り」及び「平和と安定」に資する支援を念頭に置き、貧困削減に関わる保健、教育、農漁村開発並びにガバナンス強化、平和構築等を中心に協力する。
  - (ハ) 技術協力は、これまで人材育成から政策支援まで相当幅広い分野で実施されてきている。今後は、前述「三つの柱」の下、重点事項を念頭に置きつつ、人材育成では政治・経済分野において日本・インドネシア両国間の橋渡しとなり得る知日派リーダーや政策形成を担う人材、産業を担う人材、地方人材等の育成に重点を置くと共に、政策支援では引き続き幅広い分野での支援を行っていく。特に、司法改革、警察改革等のガバナンス分野で一層積極的な支援の可能性を探求する。
- (4) ニーズに適した援助手法

インドネシアに於いて変化する支援ニーズを適切にくみあげつつ最適な援助手法を検討し、援助形態の効果的活用により柔軟に対応する。特に各援助形態間の連携に努力を要する。具体的には、第一に、各分野に於いてニーズ調査、政策策定、計画造り、制度造り、人材育成までを含む包括的なアプローチが重要であり、援助の「プログラム化」（単発のプロジェクトとして実施するのではなく、その分野に於いて政策策定、計画造り、プロジェクト選定、制度造り、人材育成までを含むものをプログラムとして定義）を進めるべきである。例えば、経済インフラの整備に関する支援においてはハードの支援のみではなくセクター改革を伴うパッケージでの支援を進め、また、地方政府の保健・医療、教育等の公共サービス向上への支援においては、中央及び地方政府が適切にその機能を発揮するように、中央政府から地方政府まで含めた包括的なセクター支援を推進する。第二に、地方分権の下で殆どの公共サ

ービスが地方政府の責任とされているところ、地方政府を直接ターゲットとした支援を行うべきである。その際、成功事例の普及を念頭に置いた「モデル地域化」を進める。また、個別プロジェクトがその分野のガバナンスの強化に繋がる形で実施されることが望ましく、この様な観点から技術協力を十分活用する。

#### (5) 政策協議の一層の強化

具体的案件の形成、選択においては、我が国の経験、優れた技術・知見を活用しつつ、政策協議による援助需要の確認作業を通じて、援助ニーズに最適に応える案件を積極的に形成・提案していく。例えば、円借款においては、経済インフラ整備のために、我が国の開発調査、現地日本企業の知見等を活用することも有益である。

### 5. 援助実施における留意点

#### (1) パートナーシップの重視

##### (イ) インドネシア政府との政策対話

インドネシアの中期的な開発戦略や当面の開発課題、我が国援助方針、具体的案件の形成・選定、案件実施・管理、評価等につき、先方政府と緊密に政策対話を行うことが重要である。このような政策対話はインドネシアのオーナーシップを強化する上でも、またニーズをタイムリーに図るためにも重要である。政策対話は、これまでも年次協議という形で実施されてきているが、今後、よりニーズに適った援助手法の開発、具体的案件の形成をインドネシア政府との共同作業で行っていくためには、このような政策対話をより頻繁に実施するとともに、多数のチャンネルを通じた政策対話が効果的である。そのためには現地 ODA タスクフォース（大使館、JICA 事務所、JBIC 事務所）の有効活用や有識者による政策助言の実施が重要である。

##### (ロ) 他の援助国・国際機関との協力・連携

インドネシアでは、我が国、世銀、アジア開発銀行を中心に多数の援助主体が活動を行っている。インドネシア支援国会合(CGI)及びその分野別作業グループは援助主体間の調整のための主要な場となっている。各援助主体がインドネシアの開発課題に関して共通の認識を持ち、連携を取りながら実施していくことは資源の効果的活用という観点から極めて重要である。我が国としては、そのような援助主体間の共同作業に貢献するためにも、また、我が国の援助に対する適切な評価を得るためにも、援助主体間の調整に一層積極的役割を果たす必要がある。

##### (ハ) 民間経済関係者との連携

民間投資主導の持続的な成長の実現を目指すインドネシア政府の努力に対して、我が国が適切な支援を行うには、民間経済関係者、とりわけ民間投資の主体である企業との連携が重要である。我が国進出企業は約 1,000 社を数え、直接雇用は 20 万人を超える。進出企業を中心に製造業であることを勘案すると、裾野産業や関連産業による間接雇用も加算でき、税収増を含め、地域経済に及ぼす影響は甚大である。JJC(ジャカルタ・ジャパン・クラブ)等経済団体や進出企業との対話を深め、イン

フラ整備や法制度整備等そのニーズや提言を踏まえてハード面及び政策面での支援を行っていくことは、インドネシア政府が効率的に投資環境を整備し、民間投資の増加による成長及び雇用の創出による貧困削減の実現、裾野産業や関連産業に対する技術移転によるインドネシア産業の高度化や将来の発展の基盤作り等に大きく貢献することから、極めて重要である。

## (二) NGO・市民社会との連携

スハルトの「新体制」崩壊後、開発において NGO・市民社会の果たす役割は急速に拡大しつつある。また、NGO・市民社会との対話を行いつつ開発を進める手法が導入されている。これは中央、地方レベルでの開発計画の不十分な部分を補完する意味で重要である。我が国としても、住民参加型の開発を進めていくために、具体的案件形成に当たっては、出来る限り計画段階から地域住民の意見を求め、それらを反映するよう努める必要がある。また、援助の実施に当たっては、NGO の長所を活かし、援助のパートナーとしての連携を一層強化していくべきである。

## (2) 実施・管理の強化及び実施の促進

### (イ) 案件実施体制

これまで、我が国の援助は、国家開発企画庁(BAPPENAS)が援助窓口機関となり、関係省庁・機関と調整しながら、案件の形成・選定、実施、管理を行ってきた。しかし、地方分権化や中央省庁の権限見直しに伴い、実施機関である地方政府や個別省庁、財務省に権限が分散され、計画策定、案件の形成・選定、実施、管理、さらには評価までの一貫した援助実施が行い難い状況となっている。我が国としては、援助政策の策定、案件の選定から実施管理及び評価段階までを含めて国家開発企画庁による総合調整機能の強化を求めるとともに、案件実施促進のため、調査手続きの透明化・迅速化に必要な財務省予算総局の体制強化といった援助実施体制の強化を図ること、また、案件形成の早い段階から幅広く利害関係者との対話を積極的に行い、コンセンサスを形成するよう、インドネシア政府に働きかけていく必要がある。更に、政策協議等の場で上記対応策の着実な履行等を通じた案件の迅速な実施を求めるとともに、我が国としても、インドネシア政府の取組に対して制度・政策面での支援等可能な範囲で協力を検討することが必要である。

### (ロ) 地方分権への対応

地方分権化に伴い、地方開発案件の実施権限が地方政府に大幅に委譲されたものの、具体的案件の選定、実施・管理の面で、依然として中央政府と地方政府の役割・責任について混乱が見られる。また、案件に関わる環境問題、住民移転等の問題の解決も一層複雑化してきている。中央政府との十分な対話のみならず地方政府との対話が益々重要である。また、地方政府の案件形成能力、実施・管理能力を向上させるべく必要な支援を行っていく必要がある。

### (ハ) 透明かつ適正な事業の実施

インドネシアにおいては、これまでも開発予算の不適正な使用が会計検査院（BPK）等から指摘されている。我が国援助の透明かつ適正な実施のためには、以下の措置を執ることが必要である。

無償資金協力、有償資金協力の実施に際しては、それぞれ、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）が定める調達ガイドラインに従い、適正に調達手続きが執り行われるよう厳正な監理を行う。仮に不正があった場合には厳正な措置を執る。また、必要に応じ事業監理のためのコンサルタントに対する指導を行う。

インドネシア中央政府及び地方政府の職員に対し、我が国援助の調達システムに関する説明会を開催するなど、適正な指導を行う。

現在、インドネシア政府が検討している国家調達庁（National Procurement Office）の新設、政府調達法の策定等の制度作りが促進されるよう、インドネシア政府に積極的に働きかける。

機材供与案件については、適正な使用が確保されるよう、出来るだけ国際機関、NGOと連携しモニタリング体制を整える。

#### （二）環境社会面及びジェンダーへの配慮

経済インフラ整備等の開発プロジェクトの案件形成・実施にあたっては、環境社会面への影響が発生しやすいことから、JICA、JBICが定める環境配慮ガイドラインに従い、計画の早い段階から環境社会面に十分配慮を行う必要がある。また、援助の実施に際しては、女性の開発への積極的参加及び開発からの受益の確保など、地域社会の考え方を尊重しつつ、ジェンダー問題に配慮する。

#### （ホ）モニタリング・評価の強化

実施後の案件の適正使用、期待された効果を発揮しているかを国家開発企画庁他関係機関の協力を得つつ、十分モニタリング・評価することが必要である。特に、個別案件の評価にとどまらず、その分野全体への波及効果、その分野でのガバナンス面での改善が見られるか等の観点からの評価等、政策レベル、プログラムレベルでの評価が益々重要となっている。このようなモニタリング・評価は、今後の援助の方向性等を勘案する上でも大きな意味を有するものであることから、インドネシア側とも十分協力しつつ、その強化を積極的に進めることとする。

#### （ヘ）広報の強化

我が国支援はインドネシアにとり大きな影響力を有しているが、これまでの支援及び今後実施する支援について、我が国及びインドネシア国民に広報し、二国間関係の理解促進につなげる。

（了）

(別紙)

## 対インドネシア援助における重点分野・重点事項

### 1. 「民間主導の持続的な成長」実現のための支援

持続的な経済成長を実現するためには、民間投資を促進する環境整備に取り組むことが必要である。特に、経済のグローバル化、ASEANの経済統合に向けた動き、中国の経済発展の中で、投資市場としての競争力なくして民間投資を維持・獲得することは困難であると言える。インドネシアの過去の経験を振り返った場合、着実な経済成長が貧困問題の改善に大きな役割を果たしたことを忘れるべきではない。投資環境整備のためのインフラ整備への支援、それを通じた経済の中長期的成長軌道への回帰は、同時にインドネシアの貧困問題解決に向けた大きな貢献となりうる。

我が国としては、財政の持続可能性の確保、経済インフラの整備、裾野産業・中小企業の育成、経済関連の法制度の整備と適正な執行、金融セクター改革、を重点分野とする。

#### (1) 財政の持続可能性の確保

(a) 健全な財政の維持は、マクロ経済の安定をもたらすカントリー・リスクの低減につながるため、投資促進の観点から重要である。経済危機後の混乱を收拾するため発行した国債の償還が増大した2003年度は、国債の借り換え等ファイナンスを確保したものの、IMFプログラムを卒業したことにより今後、対外債務返済が大幅に増加し、財政は厳しさを一層増すことが懸念される。インドネシア政府は財政構造改革、国債管理政策、資産売却・国営企業民営化等により危機的状況を回避することに成功しているが、持続的に財政の健全化を図ることが必要である。

(b) 我が国としては、インドネシア政府が独自に策定した「経済政策パッケージ」の内容を尊重しつつ、歳入強化などの財政改革、開発計画機能の強化、適正な開発計画に基づいた歳出の適正管理などに関して、政策助言や人材育成を始めとする体制・システム造りを支援する。

#### (2) 経済インフラ整備

(a) 経済危機以降、カントリー・リスク増大に伴う経済インフラへの民間投資の減少、財政難を抱えるインドネシア政府自身による経済インフラ整備の停滞により、投資環境面で、タイ、マレーシア等のASEAN諸国と比べて遅れが目立っている。結果として投資対象国としての魅力が低下し、そのために新規投資の減少が継続している。特に、経済活動のための基礎的なインフラの中、エネルギー、運輸、情報通信等の分野でのインフラ整備の遅れは深刻である。エネルギー分野では、ジャワ・バリ系統において年間約2,000MW強の発電容量の増強が必要とされている。また、天然ガスや地熱等天然資源の多くが未開発であり、その有効活用も重要である。運輸分野では、交通量増加による慢性的な渋滞、港湾・空港・鉄道設備の未整備或いは非効率な運営等による交通・物流効率の低下が生じている。既存の

インフラの効用の最大化を図るとともに、幹線道路、鉄道、港湾、空港等運輸インフラの整備が必要である。情報通信分野では、通信需要増大への対応が遅れており、通信網の拡充等が必要である。これらの課題を克服して、投資環境の改善を図ることが最重要課題であり、その際 OOF（輸出金融、投資金融等その他の政府資金）など他の制度金融との役割分担・連携を図ることも重要である。

- (b) 我が国としては、インドネシア当局との政策対話を踏まえ、円借款を活用して、ジャワ - バリ系統を中心とした発送電容量の増強、幹線道路、港湾、空港、鉄道等の整備及び運営改善等に重点をおいた支援を行う。なお、情報通信分野については、現在、インドネシア政府が民間投資による整備を推進しているため、それらを踏まえ適切な支援を行う。

また、援助の実施に際しては、政策立案・計画策定から始め人材育成も含めた総合的な経済インフラ運営能力の向上に対する支援を行うよう検討する。

### (3) 裾野産業・中小企業振興

- (a) インドネシアにおける中小企業の多くは零細であり、我が国の製造業を支えているような、優れた技術と生産規模を有する裾野産業は十分育っていない。裾野産業の集積は海外からの投資を呼び込むために益々重要になっており、裾野産業の育成等を中心に競争力のある中小企業の育成が課題である。また、雇用創出、輸出振興の観点からも中小企業の育成は重要といえる。

- (b) 我が国としては、インドネシア政府が裾野産業育成に積極的に取り組むよう政策支援を継続する。また、将来、裾野産業・中小企業育成を自立的に行っていくことができるよう、我が国のこれまでの政策提言を踏まえ、中小企業制度構築・人材育成を始めとする体制・システム造りを支援する。

### (4) 経済関連の法制度整備

- (a) インドネシアにおいては、通関、税制、労働法等、民間の事業活動に関わる様々な法制度整備とその透明かつ適正な運用が課題である。同国政府としても、税制の透明かつ公正な運用、通関の迅速かつ透明な運用、労働法の制定と適切な実施、知的財産権や基準認証関連の法制度整備、制度調和と適切な実施、その他投資法、倒産法、競争法等ビジネス関連の法制度の制定・実施、に取り組んでいるところである。

- (b) 我が国としては、インドネシア政府による、こうした取組に対して政策支援を行う。また、制度の構築や運用に係る人材育成を支援する。

また、援助の実施に際しては、民間経済界の取組や経済連携協定の策定等の政府間の取組とも連携し、重層的かつ効果的な協力が行われるように留意する。

### (5) 金融セクター改革

- (a) インドネシアにおいては、金融機関のガバナンス、リスク審査能力等が十分ではなく、金融仲介機能が弱い。また、発行規模・流通規模ともに資本市場が未発達であり、民間企業が投資活動を活発化させるために必要な資金を円滑に調達でき

ない状況にある。インドネシア政府としても、金融機関の財務体質の強化、金融部門における監督機構の整備、中小企業金融の育成、貿易金融の整備、健全な資本市場の育成、に取り組んでいるところである。

- (b) 我が国としても、これらのインドネシア政府による取組に対して、制度構築や人材育成の面で支援を行う。特に、健全な資本市場の育成については、アジア債券市場育成イニシアティブに資するものであり、引き続き支援を行う。

## 2. 「民主的で公正な社会造り」のための支援

### (1) 貧困削減

インドネシアにおいては、地域間格差や都市スラムの解消など貧富格差の是正が大きな政治課題となっている。

インドネシア政府は、2004年5月に、「貧困削減戦略ペーパー」(案)を策定した。同戦略ペーパーにおいては、貧困削減の達成のためには、貧困層の生産性の向上による所得の向上、及び、教育、保健・医療等の生活関連支出の削減の2つのアプローチが必要であり、そのために雇用機会の創出、コミュニティ・エンパワーメント、人間開発等のキャパシティ・ビルディング、社会保護の4つの政策を推進していくこととされている。

我が国としては、このような貧困削減の取組を支援するために、雇用創出及び所得・福祉の向上のための農漁村開発並びに、教育、保健・医療分野、基礎的公共サービスの向上等を重点分野とする。

#### (イ) 農漁村開発

- (a) 農漁村地域において、農水産業の経営規模が零細であること、灌漑施設、漁港などのインフラが不十分であること、農漁民組織、普及組織、金融制度、農水産物加工・流通システムが未整備であること等により、未だ生産性が低い。国内の貧困層の65%が農村部に属しており、貧困削減のためには雇用創出及び所得・福祉の向上が不可欠となっている。

- (b) 我が国としては、主要な地場産業である農水産業の振興を通じた雇用創出や農漁家の所得・福祉の向上を図る観点から、農漁民組織の運営強化、関連インフラの整備・管理、生産性の向上、加工・流通システムの確立等を中心に支援を行う。また、農漁村総合開発及び農水産物加工・流通システム確立のための援助に際しては、「プログラム化」、「モデル地域化」を積極的に導入する。

#### (ロ) 教育

- (a) 地方分権化の下で、地方政府による教育制度・体制の未整備、不十分な行政能力、教育予算の地方間格差の拡大等の構造的問題が生じている。この結果、中学校段階に於ける就学率(2002年の総就学率:73%)も伸びていない状況にある。このような中で、インドネシア政府は、9年義務教育の達成を目指し、就学率の向上、教員の能力向上、教育運営方法の改善等に取り組んでいる。また、経済成長の実



現という観点から、産業を担う人材の育成が課題である。

- (b) 我が国は、地方分権を踏まえつつ、基礎教育分野において、地方レベルでの教育行政の改善、教育の質的向上（教員の質的向上、学校運営の改善等）就学率向上のための支援を行う。また、高等教育等における産業を担う人材の育成に資する支援を行う。

#### (八) 保健・医療

- (a) 地方分権化の中で地域間の格差が広がり、また分権化の反動としての地域保健医療機関における医療サービスの混乱や質的低下も見られる。更に、全国民を対象とする医療保険制度が導入されていないことから、費用負担の出来ない貧困層は十分な医療が受けられない状況にある。これらの理由により、インドネシアの保健分野における主要統計値である乳幼児死亡率（出生千人あたり 45 人：2000 年）、妊産婦死亡率（出生 10 万人あたり 373 人：1995 年）、マラリア感染率（10 万人あたり 920 人：2000 年）、結核感染率（10 万人あたり 321 人：2000 年）は、いずれも近隣諸国と比べて高い。近年 HIV/AIDS 感染者数も、急激に増加してきており、多くの感染者が労働年齢かつ稼ぎ手であるため爆発的増加に転じた場合の経済に与える影響は大きい（2002 年の推計で 9 万人から 13 万人）。
- (b) 我が国は、乳児死亡率、妊産婦死亡率、マラリア及び結核などの感染率の高さに着目して、基礎的保健・医療サービスの向上及び感染症対策を中心とした支援を行う。

#### (二) 基礎的公共サービスの向上

- (a) 地域の開発に不可欠の公共財が不足し、あるいは維持管理体制の不備により公共サービスの質及び量が不十分なケースが多く、自立発展の足枷となっている。
- (b) 我が国は、地方の自立発展のため、村落開発あるいは地域開発という観点から必要とされる公共財（水と衛生、道路、電力等）の整備及びそれら公共サービスの維持管理体制の改善、頻発する洪水・土砂災害、渇水等の自然災害対策等の支援を行う。

#### (2) ガバナンス

投資環境の改善のためにも、また、「民主的で公正な社会造り」を実現するためにも、ガバナンス改革は極めて重要である。特に、司法、行政、立法、国軍から企業に至る広い範囲で KKN（汚職・癒着・縁故主義の略、例えば、政治権力者と企業の癒着、政府高官による公金流用、政府機関の財政の不透明性、企業による不正行為、企業の情報閉鎖性と不透明な会計制度、政府の監視機構の機能不全等）が蔓延している。KKN の撲滅、司法制度の改革、行政の効率化・透明化、地方政府の行政能力向上、コーポレート・ガバナンス等の改善が課題である。

我が国としては、司法改革・警察改革、地方分権、を重点分野とする。特に、前者については、他の援助国・国際機関とも連携しつつ、我が国としてより積極的な支援を行う。

(イ) 司法改革・警察改革

(司法改革)

(a) 司法分野における腐敗撲滅、法制度の整備を中心とした司法改革は、司法に対する国民及び国際社会の信頼を得る上で極めて重要である。汚職裁判所の設立、各司法機関の人事制度の改正、司法関係者の腐敗撲滅、商業裁判所の改革等による新たな法律問題への対応、公正かつ効率的な事件管理制度の導入、司法行政権の最高裁への移行等が課題である。最高裁は、司法改革に対し、積極的に取り組む姿勢を見せている。

(b) 我が国は、公正かつ効率的な訴訟制度の運営の確立、法曹の人材育成等を重点として支援を行う。

(警察改革)

(a) インドネシア政府が進める民主化の一環として、2000年以降、国軍と国家警察の分離が行われるとともに、警察関係法令の整備や警察機構改編等を含む警察改革が行われてきている。しかし、その活動の実態や警察官の意識からは、依然として民主化、市民警察化に向けた更なる改善が必要である。

(b) 我が国は、これまで国家警察の民主化及び能力強化のために、捜査能力向上、意識改革（法治主義の徹底等）等の支援を行ってきており、特に、ジャカルタ市近郊をモデル・ケースとして交番制度を含めた市民警察活動を導入するプロジェクトを実施中である。今後とも、このような警察の民主化及び能力強化のための支援を行う。

(ロ) 地方分権支援

(a) 2001年1月の地方分権法、中央地方財政均衡法の施行にともない、権限、職員、財源を中心とした大規模で急速な地方分権が実施された。しかし、この地方分権化は十分な準備を経ずに実施されたため、「権限」の移譲については、中央及び地方政府間の不明確な役割分担、地方政府職員の能力不足、「人員」の移譲については、地方政府における大幅な余剰人員、地方政府の組織編成の未対応、「財源」の移譲に関しては、各地方政府間の財政格差の拡大、地方独自収入獲得のための無秩序な課税権限の乱用等、様々な問題が生じている。他方、中央政府においては、国としての役割の明確化と国レベルでの政策方針立案が大切であるものの、十分な対応がなされていない。

(b) 我が国は、地方政府による開発計画策定・実施、各種公共サービスの向上等のために、地方政府職員の能力の向上、地方行政システム（予算、組織、業務実施等）の改善、中央政府の地方分権政策に対する提言、等に重点をおいた支援を行う。このような支援は、今後、益々増加すると考えられる我が国の地方開発案件の円滑な実施のためにも重要である。

(参考)

インドネシアにおける地方分権化の現状（2003年11月現在）
--------------------------------

1. インドネシアでは、2001年1月の地方自治法(99年法律第22号)、中央地方財政均衡法(1999年法律25号)の施行、及び2000年12月の地方税法(2000年法律第34号)の施行等に伴い、以下を中心とする大規模な地方分権が実施された。

「権限の移譲」：外交、国防治安、司法、金融、財政、宗教、その他(国家計画、マクロ的国会開発運営等)を除いた全ての権限が中央政府から地方政府に移譲。

「職員の移譲」：中央官庁地方出先機関の地方政府組織への再編が実施され、200万人以上に及ぶ国家公務員が地方公務員に移管。

「財源の移譲」：地方政府の財源がそれまでの地方独自収入及び用途を特定した大統領補助金から、地方独自収入、交付金、地方借入金に拡大。交付金の規模も2000年の17.1%から2002年の約32%(中央政府予算に占める割合)へと大幅に拡大。

2. しかし、この地方分権は十分な準備期間を経ずに実施されたため、「権限」、「職員」、「財源」のそれぞれの移譲に関し、移譲された権限に関する地方での混乱、地方政府における大幅な余剰人員、地方政府職員の行政能力の不足、地方政府間の財政格差の拡大、地方政府による無秩序な課税権限の乱用等、多くの問題が生じることとなった。

3. 急速な地方分権の進展に伴うこれらの問題に対応するため、現在、内務省を中心として、地方自治法、中央地方財政均衡法、地方税法等の改定作業が進められている。同地方分権関連法は、2003年大統領令第5号に基づき、2004年9月までに改訂することとなっている。同改定案では、州・県・市の権限に関する規定、地方公務員の人事規定、行政と議会のあり方に関する規定、地方首長直接選挙制の導入、地方財政・税制に関する規定等が見直される模様である。

### (3) 環境保全・防災

(a) 森林・サンゴ礁等の自然環境や水資源、石油・天然ガス等の鉱物資源といった天然資源が豊かなインドネシアにおいては、環境への配慮が非常に重要である。経済危機、「新体制」崩壊に伴うガバナンスの弱体化、地方分権化による混乱等により、環境の破壊・悪化が急速に進行している。経済成長を持続させる上で、豊かな天然資源を適正に管理し有効活用すること、また、都市環境を一定のレベルに維持することは非常に重要な視点となっている。

(b) 我が国としては、適正な天然資源管理への支援(温暖化対策を含む)及び、都市環境の保全への支援を行う。具体的には、天然資源管理に携わる中央及び地方政府の行政能力向上と体制強化、人材の育成、国民各層への環境教育の普及等を通じての支援を行う。都市環境に関しては、大気汚染及び水質汚濁等のモニタリング体制の確立を含む環境行政及び環境管理に対する支援を行うとともに、都市スラムを含む都市住民の居住環境改善(自然災害対策も含む)への支援も行う。

### 3. 「平和と安定」のための支援

「民間主導の持続的な成長」、「民主的で公正な社会造り」、いずれの観点からも、その前提として紛争の平和的解決、テロの撲滅等平和と安定の確保は不可欠である。

我が国としては、平和構築・復興支援、治安確保（テロ対策、海賊対策・海上保安体制の強化等）を重点分野とし、他の援助国とも連携しつつ、可能な限り積極的に支援する。

（１）平和構築・復興支援

- （a）アチェ、パプア、マルク等の紛争地域においては、それぞれ状況は異なるものの、和平のための政治的合意を達成・維持しつつ、その下で避難民の帰還、地域コミュニティの再建、インフラ等の復旧・復興等を進めることが課題である。特に、アチェに於いては、2002年12月の和平合意が崩れ、非常軍政事態が導入された。その後、2004年5月に非常民政事態に緩和されたものの、和平の見通しは立っていない。
- （b）我が国としては、これら紛争地域の避難民に対する人道支援を行うとともに、和平合意の進展、安全状況を踏まえつつ、地域コミュニティの再建、地域インフラ整備、雇用創出等のための復興支援、これらの復興に自ら取り組むための地域人材の育成等の支援を行う。
- （c）援助実施に際しては、紛争地域の援助ニーズを的確に把握し、また、インドネシア政府、関係国際機関、他の援助国、NGOとの連携を十分図りつつ、地域再建に必要な複数の分野をカバーする包括的な支援の効果的な実施に努める。

（２）治安確保

（テロ対策）

- （a）これまでバリ島爆弾事件（2002年10月）、ジャカルタにおけるマリオット・ホテル爆弾事件（2003年8月）を始めとする数々のテロ事件に見舞われてきたが、今後もインドネシアにおいて各地でテロ活動が行われる可能性は否定できない。インドネシア治安当局の取締まり強化にもかかわらず、警察官の絶対数の不足、不十分な設備・装備といった根本的な問題があり、さらに、地理的状況（広大な面積、長大な海岸線等）、社会的状況（多数の貧困層、失業者等）も踏まえると、テロ問題の解決は容易ではない。
- （b）我が国は、インドネシア政府によるテロ対策と十分連携をとりつつ、捜査能力強化、空港・港湾保安対策、セミナー、研修等による対応能力強化に重点を置いて支援を行う。
- （c）特に、テロ対策においては資機材の供与とソフト面の支援を効果的に連携させることが重要である。

（海賊対策・海上保安体制の強化）

- （a）インドネシア周辺海域は海賊の多発地域であり、世界の海賊発生件数の約4分の1（2003年）を占めている。インドネシア政府の対策強化にもかかわらず、不十分な装備及び人員の不足等のため、広大な海域の取締り等を十分に行うことは困難な状況にある。特に、年間約14,000隻の日本関係船舶がマラッカ海峡を航行する中で、多くの船舶が被害に遭っており、同海域の安全及び治安の確保は我が国の

国民の生命、財産の安全を確保するという観点からも極めて重要である。また、海賊のみならず密輸等の違法行為も多発しており、海上における法執行体制の強化等が喫緊の課題となっている。さらに、海上での防災体制、捜索救助体制等も併せた海上保安体制の強化も重要である。

- (b) このため、我が国としては、現在インドネシア政府が新たな海上保安調整組織を形成しようとしている状況を踏まえ、海賊対策を行っている法執行機関への支援、情報連絡体制の強化等、適切な支援を行う。

(了)